

令和7年第10回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和7年10月21日付を以って、同10月28午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第10回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地改良協議について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願に係る許可指令書の交付について（公売）

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第5号 農地改良届について

報告第6号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第8号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第9号 鹿嶋市地域計画の変更について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

会議の経過

(開会 午後3時01分)

議長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了しました。

それでは、令和7年第10回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

7番橋本正君、8番今村太一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第4号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につき

ましては、自作地約 5 7 アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号 2 についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター 1 台、耕運機 1 台、噴霧器 1 台、軽トラック 1 台、農作業に従事する日数は年間 205 日、農地の所有につきましては、借入地約 3 7 アールでございます。申請地の作付け計画は、ピーマンを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号 3 についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター 2 台、耕運機 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、農作業に従事する日数は年間 240 日、農地の所有につきましては、自作地約 7 0 3 アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号 4 についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、新規就農のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター導入予定 1 台、耕運機導入予定 1 台、田植機導入予定 1 台、草刈機導入予定 1 台、農作業に従事する日数は年間 150 日でございます。申請地の作付け計画は、水稻、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号 1 大船津地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 16番谷田川です。現地調査は 27 日に行いました。大船津地区の 5 力所の現地を見ましたが、今年作付けをしておりまして現況も水田になっており特に問題はないと思料いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に番号2荒野地内案件について、7番橋本正君にお願いします。

7番 現地調査の報告をいたします。26日に現地調査をしてまいりました。この場所は、平成26年に砂利採取が行われた場所であります。その後借り手、買い手が一切付かないまま現在に至っております。今回、どうしても土地が売りたい、土地が欲しいとお互いの要望が一致したということで、耕作できるできないは別として問題はないと思います。

議 長 次に番号3大船津地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 16番谷田川です。同じく27日に調査を行いました。この2ヶ所の場所ですけれども既に田起こしが行われておりますので特に問題はないと思料いたします。よろしくお願いいいたします。

議 長 次に番号4沼尾地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 16番谷田川です。この土地につきましても27日に調査を行いました。現地につきましては、水田でございまして、特に問題ないと思料いたします。よろしくお願いいいたします。

議 長 次に番号4荒野地内案件について、7番橋本正君にお願いします。

7番 調査結果を報告いたします。ここは現在、隣の土地が農地中間管理機構を通して貸し借りが成立しているのですが、ここは現在●●さんがレンコンを作っておりますとして調査日に●●さんに権利移転の話があったのかと伺ったところ一切聞いておらずその後、所有者に何度電話しても繋がらないということでした。それと同一申請の●●●●番について昨日現地調査行ってきました。ここは太陽光業者が除草作業をしていました。多分申請者は親子関係かなと思うのですが、かなり遠方ですよね。150キロメートルありますよね。2時間、下限面積が撤廃されてこういう申請ができるようになった。そういう思います。多分耕作目的ではないと思います。

議 長 次に番号4中地内案件について、15番田口茂君にお願いします。

15番 はい、15番田口です。橋本委員からも話がありましたけど、ここは第2種農地の場所であります、10月27日に現地調査をしましたが、車で入っていはず歩いていきましたが、この辺太陽光発電施設ばかりで太陽光発電なのかなと現地確認したところであります。売買で買った方が多分想定ですが、農地にするわけではないのかなと思います。以上です。

議 長 ご苦労様でした。遠方なので気にはなっていたのですが、事務局の方で譲

受人からどんな感じでお話を聞いているのかわかりますか。

事務局 謙受人ですが現在●●県に住んでいますが、譲渡人との間で土地と家屋の売買契約をしておりまして、農転許可が下りましたらこちらへ移住するという計画で聞いております。その後、希望としては営農するという形での申請となっております。

議長 ありがとうございます。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 おそらく譲渡人が持っている土地全てだと思いますが、親子関係か何かなんですか。

事務局 譲渡人と今回取得する予定の譲受人とは親子関係ではないと思います。

関係については書類で確認したわけではありませんが。

7番 分かりました。一番怖いと思ったのはレンコンを作っている●●さんと譲渡人は相対で貸し借りをやっておりつい最近米で賃借料のやりとりをした。現在、譲渡人は●●に住んでいる。元々は●●●さんという方が住んでおりそこの娘さんである。今回は全部売って結果的には太陽光発電だと思います。

議長 一応申請段階としては営農するという話だということあります。

ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、電力系統連系申込書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。また本案件につきまして、事業予定地が2筆で、1317番1の一部を転用として事業を行う予定ですが、分筆を予定しており、求積図が添付されております。地域計画区域につきましては、令和7年10月1日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年10月1日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせ写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年10月1日付けで除外されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でござい

ます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約に係る権利譲渡契約書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年8月1日付けで除外されております。

次に番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年5月8日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、10月17日金曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、清宮委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 番号2から番号5まで現地へ行きましたので状況だけ報告します。番号2についてですがここは整地されていました。ですから許可する前に工事が入ったのかなと、また畠に戻すのかなと思うくらいに平らになっている状況です。それと番号3については分筆されているのか面積は343平方メートルですが、サツマイモ畠の一角を分筆するような形なのか後で事務局より説明いただきたい。番号4については周囲が太陽光発電でこの場所は荒地になっているところです。番号5について補足しますと立札があったのですが、隣ではないかと帰ってきてから調べたのですがこれも間違いないのか事務局に確認したいと思います。以上です。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 番号2からご説明いたします。現地調査へ行った時はまだ葦が伸びていた状態でした。草を刈っただけの状態では事前着手とは言えないので、この辺は何とか大丈夫かなと思うのですが委員と事務局で行った時は葦があった状況でした。

つづきまして番号3について、こちら自己用住宅ですが、こちら確かに委員が言われるとおり大きな畠の一角でございます。その一番端っこの所を分筆しまして6番という枝番を作り今回の申請をしたところでございます。なので、委員が見た所は広い所ではございますが、その一部ということになります。

次に番号5についてですが、場所の確認をしますのでお時間をいただきたいと思います。

15番 はい、議長

議長 15番田口茂君。

15番 番号2について、草を刈っていたというより工事に着手しているというか重機があったので少し早いのかなと思いそれだけです。別に問題はないので

すが許可を取る前に工事着手しているなど感じましたので、報告しました。
以上です。

議長 先程の番号5について事務局より説明を求めます。

事務局 地番は●●●●番でございます。もしかすると看板が誤表示だったかもしれません。

7番 多分看板が間違えていたのかもしれません。この●●●●番の隣が記載されている番号だと思います。

議長 よろしいでしょうか。

15番 はい。

5番 はい、議長。

議長 5番山本清治君。

5番 戻りますが番号1ですが、今、一部に大根が作付けしてありますが、収穫してから作業に取りかかるということなのでご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地改良協議について」を付議いたします。
なお、12番大川喜美君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき審議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、議案第3号「農地改良協議について」ご説明いたします。
番号1について、申請人及び改良しようとする土地の所在等については、議案書記載のとおりです。改良の種別は田畠転換で、埋め立てされた用土は、

鹿嶋市中地内の砂質土になります。申請時に縦横断面図が添付されており、隣地に対する勾配は5度以下、隣地側との高低差は20センチメートル程度で、許可基準の範囲内での埋め立てとなっております。埋め立て後の作付け計画としましては、レモンを育成する計画となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

6番 大槻勝敏君。

6番 はい、6番大槻です。議案第3号「農地改良協議について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現地を確認したところ、同意しても特に問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。私の担当区域ですので現地調査を行いました。現地は葦が生えているのですけど、ただ、これを田畠転換することで特に異議あるというような内容ではないと思います。葦が生えていた水田があって田畠転換して農地利用されるということからいえば特に問題はないかと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにご意見ご質問ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地改良協議について」は、原案のとおり

許可することと決定いたします。

ただいま、議案第3号については審議終了いたしましたので、12番大川喜美君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年10月9日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課長 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。畠の新規については5筆で面積が13, 574平方メートルとなっております。以上で、合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとお

り承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第9号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の規定による買受適格証明願に係る許可指令書の交付について」ないし報告第9号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありますか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第10回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時37分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会議事録署名人

鹿嶋市農業委員会議事録署名人